鳥取地方創生発信事業表彰作品選考委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取地方創生発信事業表彰作品選考委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(掌握事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を掌握する。
 - (1) 鳥取地方創生発信事業記事作成コンテスト知事表彰の被表彰作品の選考を行うこと。
 - (2) 知事賞受賞作品及びその他の優秀作品の活用について助言を行うこと。
 - (3) その他、本業務の実施に関し、必要な意見を述べること

(委員長)

- 第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が事故ある時、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

- 第4条 委員会の会議は、委員会の庶務を行う所属長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員の任期は、平成28年8月8日から8月31日までとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、鳥取県元気づくり総本部広報課において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月12日から施行する。